

令和 7 年 教育委員会

第10回 定例会 議事日程

令和 7 年 6 月 10 日（火）

第 1 議 案

【 子ども総務課 】

- （１）議案第33号「教育に関する議案に対する教育委員会の意見聴取に係る臨時代理の報告及び承認について」

第 2 報 告

【 教育政策担当課長 】

- （１）給付型奨学金事業について

第 3 その他

【 子ども総務課 】

- （１）教育委員会行事予定表
- （２）広報千代田（6月20日号）

教育に関する議案に対する教育委員会の意見聴取に係る臨時代理の報告及び承認について

令和7年第2回千代田区議会定例会に提案した下記の教育に関する議案に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、区長から教育委員会の意見を求められ、教育長が千代田区教育委員会の権限委任に関する規則（平成19年千代田区教育委員会規則第28号）第4条第1項の規定に基づき、臨時に代理して意見を申し出たため、同条第2項の規定により、別紙のとおり報告し、その承認を求める。

記

議案名

議案第33号 千代田区保育の実施に関する条例等の一部を改正する条例

議案第35号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

参考：関係法令条項

●地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

●千代田区教育委員会の権限委任に関する規則

（教育長の臨時代理）

第4条 教育長は、第2条各項の規定により、委任を受けた事務以外の事務について緊急に処理しなければならない事由が生じ、かつ、委員会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、速やかに、委員会に報告を行いその承認を得なければならない。

7 千政総務発第 201 号
令和 7 年 6 月 3 日

千代田区教育委員会 御中

千 代 田 区 長
樋 口 高 顕
(公 印 省 略)

教育事務に関する議案に係る意見聴取について

令和 7 年第 2 回千代田区議会定例会に下記の議案を提出するに当たり、別紙案のとおり作成いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

〈令和 7 年第 2 回区議会定例会提出予定議案のうち、教育に関する事務に係るもの〉

議案名

議案第33号 千代田区保育の実施に関する条例等の一部を改正する条例

議案第35号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第33号

千代田区保育の実施に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年6月11日

提出者 千代田区長 樋口 高 顕

千代田区保育の実施に関する条例等の一部を改正する条例

(千代田区保育の実施に関する条例の一部改正)

第1条 千代田区保育の実施に関する条例（昭和62年千代田区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の徴収」を削る。

第2条を削る。

第3条中「該当する乳幼児」を「掲げる小学校就学前子ども」に、「同法第20条に基づく」を「、同法第20条第1項及び第3項の」に、「者」を「もの」に改め、同条を第2条とし、同条の次に次の1条を加える。

(保育料等)

第3条 通常の保育の実施に係る保育料は、無料とする。

2 延長保育（通常の保育を実施する時間の終了後に引き続き実施する保育をいう。以下この項において同じ。）を利用する保護者は、延長保育の利用1月につき11,400円又は1時間につき500円を限度として千代田区規則で定める額を納入しなければならない。

第4条から第8条までを削る。

第9条中「区長」を「千代田区長」に改め、同条を第4条とする。

別表を削る。

(千代田区立こども園条例の一部改正)

第2条 千代田区立こども園条例（平成13年千代田区条例第35号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

(保育料等)

第8条 通常の育成（短時間保育（幼稚園の教育課程に係る教育をいう。次項において同じ。）及び長時間保育（原則として午前7時30分から午後6時30分までの間に第4条第2号に掲げる者に対し実施する育成をいう。以下この条において同じ。）をいう。）の実施に係る保育料は、無料とする。

2 預かり保育（短時間保育を実施する時間以外の時間に実施する育成（長時間保育及び次項に規定する延長保育を除く。）をいう。以下この項において同じ。）を利用する保護者は、預かり保育の利用1時間につき100円を限度として千代田区規則（次項において「規則」という。）で定める額を納入しなければならない。

3 延長保育（長時間保育の終了後に引き続き実施する育成をいう。以下この項において同じ。）を利用する保護者は、延長保育の利用1月につき5,700円又は1時間につき500円を限度として規則で定める額を納入しなければならない。

第9条及び第10条を削り、第11条を第9条とする。

別表を削る。

(千代田区立幼稚園使用条例の一部改正)

第3条 千代田区立幼稚園使用条例（昭和62年千代田区条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

(保育料等)

第7条 通常の教育（幼稚園の教育課程に係る教育をいう。次項において同じ。）及び長時間保育（原則として午前7時30分から午後6時30分までの間に第3条第2号に掲げる者に対し実施する教育及び保育をいう。以下この条において同じ。）の実施に係る保育料は、無料とする。

2 預かり保育（通常の教育を実施する時間以外の時間に実施する教育（長時間保育及び次項に規定する延長保育を除く。）をいう。以下この項において同じ。）を利用する保護者は、預かり保育の利用1時間につき100円を限度として千代田区教育委員会規則（次項において「教育委員会規則」という。）で定める額を納入しなければならない。

3 延長保育（長時間保育の終了後に引き続き実施する保育をいう。以下この

項において同じ。)を利用する保護者は、延長保育の利用1月につき1,800円を限度として教育委員会規則で定める額を納入しなければならない。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年9月1日から施行する。

(千代田区保育の実施に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の千代田区保育の実施に関する条例第3条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の保育の実施に係る保育料について適用し、施行日前の保育の実施に係る費用の徴収並びに保育料の額、納付、督促及び滞納処分並びに減免については、なお従前の例による。

(千代田区立こども園条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の千代田区立こども園条例第8条の規定は、施行日以後の育成の実施に係る保育料について適用し、施行日前の育成の実施に係る保育料の額、納入、減免及び還付については、なお従前の例による。

(説明)

東京都の保育料に係る補助制度の拡充に伴い、第1子に係る通常の保育料を無償化するよう改めるほか、規定を整備する必要があります。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和7年6月11日

提出者 千代田区長 樋口 高 顕

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年千代田区条例第34号）の一部を次のように改正する。

第18条の3第1項中「（次条において）」を「（以下）」に改める。

第18条の4の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）

第18条の5 教育委員会は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年千代田区条例第3号）第18条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるための措置
- （2） 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置
- （3） 職員の育児休業等に関する条例第18条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして教育委員会規則で定める事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 教育委員会は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、教育委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるための措置

（2）育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

（3）対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして教育委員会規則で定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 教育委員会は、第1項第3号又は前項第3号に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 千代田区教育委員会は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の第18条の5第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

（説明）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正に伴い、職員の仕事と育児との両立支援に関し、千代田区教育委員会の義務を定める必要があります。

7千子子総収第45号
令和7年6月3日

千代田区長 樋口 高顕 殿

千代田区教育委員会
(公印省略)

教育事務に関する議案に係る意見聴取について（回答）

令和7年6月3日付7千政総務発第201号で照会のあった下記の議案については、異議ありません。

記

＜令和7年第2回区議会定例会提出予定議案のうち、教育に関する事務に係るもの＞

議案名

議案第33号 千代田区保育の実施に関する条例等の一部を改正する条例

議案第35号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部
を改正する条例

千代田区給付型奨学金事業概要について

1 事業目的

千代田区で育ち高い志をもつ子どもが、経済的な背景に関係なく学業に専念できる環境を整え、もって優秀な人材の育成を目的とする。

(該当する分野別計画) 子育て・教育ビジョン

4 予測困難な未来を切り拓くことのできる人材の育成

2 対象

・千代田区内に在住する大学・専修学校等（文部科学省が公表する高等教育の修学支援新制度の対象機関リストに掲載のあるもの。以下「確認大学等」という。）の進学予定者

・学業成績が優秀で、高い学習意欲があるもの

※申請にあたっては、所得制限は設けない。

3 応募資格

- ① 申請者（学生本人）が千代田区に3年以上居住しているもの
- ② 確認大学等に入学予定であるもの
- ③ 高等学校等を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から初めて大学等へ入学する日までの期間が2年を経過していない（2浪まで申請可能）
- ④ 成績について5段階評価で4.0以上であること。ただし、要件を満たす学校の生徒は3.5もしくは3.8とする
- ⑤ 学校長の推薦を得られるもの
- ⑥ 申請日時時点で20歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していないこと
- ⑦ 日本国籍もしくは特別永住権等の資格を有していること

4 募集人数・給付内容

(1) 募集人数

15名

(2) 給付内容

80万円（前期40万円、後期40万円）

20万円（入学時のみ）

(3) 対象経費

①授業料・施設整備費・教育充実費の実費相当額もしくは80万円（半期40万円）の少ない方を上限として給付とする。

②入学初年度の入学料については、実費相当額もしくは20万円の少ない方を上限と

して給付する。

(4) 給付期間

確認大学等の正規の修学年限（最短修業期間）において、予算の範囲で給付する。
※留年・退学した場合は留年・退学月までの給付とし、過支給分については、月割りで返還いただく。

(5) 申請受付期間（予定）

令和7年7月20日～8月20日

5 選考方法

(1) 奨学金候補者選考委員会の設置

（仮称）千代田区給付型奨学金候補者選考委員会設置要綱に基づき選考委員会を設置し、奨学金候補者を選考する。

(2) 委員構成

教育委員会事務局幹部職員	子ども部長
	教育担当部長
	子ども総務課長
	指導課長
	学務課長
外部委員	学識経験者

(3) 審査方法（詳細は非公表とする。）

成績表、推薦状、学習計画レポートによる書類審査や筆記試験、個別面接を行い総合的に判断し、上位20名程度を奨学金候補者名簿に記載する。

(4) 審査期間

令和7年9月～11月の間に行う。

令和7年8月 要件審査

9月上旬 筆記試験（英・数もしくは英・国）及び成績表、推薦状審査

10月 学習計画レポート審査及び個別面接

11月 奨学金候補者名簿作成

6 奨学金候補者の決定

千代田区給付型奨学金候補者選考委員会から提出された奨学金候補者名簿を踏まえ決定する。まず募集人数分を奨学金候補者として決定し、辞退者（浪人希望等）が出れば順次次点（16位以降）を繰上げる。

7 奨学生の決定

進学先等が決まった奨学金候補者から申請があった場合には、合格証や授業料等が分かるものなど提出いただき、その内容を審査のうえ予算の範囲内において、奨学生として決定しかつ給付の決定を行う。

なお、複数合格しても入学料及び前期授業料の給付は一度のみとする。給付前には、第一志望先や浪人する可能性の有無など、十分なヒアリングを行うこととする。

8 奨学生の要件

奨学生は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 奨学金生もしくはその生計維持者が引き続き千代田区に住所を有すること。
- (2) 高等教育の修学支援新制度における多子世帯区分における授業料等の免除を受けていないこと。
- (3) 確認大学等において、引き続き在籍していること。
- (4) 確認大学等において、正規の修業年限で卒業もしくは修了できる成績を有していること。

奨学生が、次の要件に当てはまる場合は、以下のような対応※1を行う。

- ①修得単位数の合計数が標準単位数※2の7割以下である場合 警告
- ②正規の修業年限で卒業できないこと（卒業延期）が確定した場合 廃止

※1 警告：奨学金の給付は行う。注意喚起のうえ、状況報告書の提出を求める。

廃止：奨学生として廃止の決定をする。

なお、傷病その他やむを得ない事情により休学し、正規の修業年数では卒業できなくなった場合は除く。

また、偽りその他不正の手段により奨学金の給付を受けている場合は、即時廃止する。悪質な場合は、返還を求めることがある。

※2 標準単位数：卒業・修業に必要な単位数 / 正規の修業年数 = 各年における標準単位数

- (5) 区の求めに応じて、区政に協力することに努めること。
(例：検討会委員就任、区政モニター等への協力)

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
令和7年6月10日
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行 事（事 業 名）	場所等	出席者等
6	10	火	15:00～	教育委員会定例会	教育委員会室	教育委員出席
6	11	水		日光移動教室④（富士見小）～13日	栃木県日光市	
6	12	木	10:00	教育委員訪問	麴町中学校	教育委員出席
6	13	金	10:00	指導課訪問	神田一橋中学校	
6	14	土				
6	15	日				
6	16	月				
6	17	火				
6	18	水		日光移動教室⑤（千代田小・和泉小）～20日	栃木県日光市	
6	19	木				
6	20	金				
6	21	土				
6	22	日				
6	23	月	15:00～	教育委員会定例会	教育委員会室	教育委員出席
6	24	火				
6	25	水	13:25～	音楽鑑賞教室	すみだトリフォニーホール	教育委員出席
6	26	木				
6	27	金				
6	28	土				
6	29	日				
6	30	月				
7	1	火				
7	2	水				

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
令和7年6月10日
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行 事（事 業 名）	場所等	出席者等
7	3	木				
7	4	金				
7	5	土				
7	6	日				
7	7	月				
7	8	火	15:00~	教育委員会定例会	教育委員会室	教育委員出席
7	9	水	10:00	指導課訪問	番町幼稚園	
7	10	木				
7	11	金				
7	12	土				
7	13	日				
7	14	月	10:00	教育委員訪問	昌平幼稚園	教育委員出席
7	15	火				
7	16	水	10:00	教育委員訪問	九段小学校	教育委員出席
7	17	木				
7	18	金				
7	19	土				
7	20	日				
7	21	月				

「広報千代田」
6月20日号広報原稿一覧

子ども部、地域振興部
(文化振興課、生涯学習・スポーツ課)

20件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者
					区以外が主催のとき
1 子ども総務課	みんなの声をきかせて ～子ども・保護者 アンケート調査とワークショップの参加のお願い～	子どもや保護者の方へ必要な情報を届け、ご意見をいただける仕組みを検討するため、アンケート調査とワークショップを実施	①アンケート回答期間：6月20日～7月19日 ②ワークショップ：8月4日・6日10時～12時	千代田区本庁舎会議室	
2 児童・家庭支援センター	江上先生と親子で楽しむリトミックあそび	親子で楽しむ夏のリトミック。花火を描いたりピアノの音に合わせて身体を動かして遊びます。	7月12日（土）10時30分～11時30分	西神田児童センター4階体育館	
3 学務課	区立中学校の学校説明会	学校説明会のお知らせ			翹町中学校 神田一橋中学校 九段中等教育学校
4 文化振興課	紀尾井ホール室内管弦楽団公開リハーサル	「紀尾井ホール室内管弦楽団第143回定期演奏会（トレヴァー・ピノック指揮）」のリハーサルの一部を一般に公開する。	7月2日（水）16時30分～17時30分（16時開場）	日本製鉄紀尾井ホール（紀尾井町6-5）	公益財団法人日本製鉄文化財団
5 文化振興課	舞踊劇「食ってきな！-神田食味連雀奇譚・蕎麦の巻-」昭和編	明治17年創業の老舗蕎麦屋「神田まつや」を舞台にした演劇（舞踊劇）公演	8月8日（金）14:00（竹）／19:00（梅） 8月9日（土）13:00（梅）／18:00（竹） 8月10日（日）13:00（梅）	上野ストアハウス（東京都台東区北上野1-6-11 NORDビルB1）	かんだ文化芸術プロジェクト
6 文化振興課	千代田図書館 8月中旬以降の開館時間繰上と研修室の開放	開館時間を1時間早めるとともに、中高生の学習環境充実のため、一部の曜日で研修室を開放する。	8月11日（日・祝）～31日（日）（25日は休館）	千代田図書館	千代田図書館

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者
					区以外が主催のとき
文化振興課	文化芸術の秋フェスティバル 出演募集	文化芸術の秋フェスティバルの出演団体・作品出品者を募集する	オーケストラ： 10月18日（土） コーラス： 10月19日（日） 芸能のつどい： 11月16日（日） 作品展：11月12日（水） ～11月16日（日）	オーケストラ・ コーラス・ 芸能のつどい： 日経ホール （大手町1－3－ 7） 作品展：九段生 涯学習館 （九段南1－5－	
文化振興課	【特別対談】～「戦後80年」 に平和を考える～ 戦争の記憶を消してはいけ ない 最終章	戦後80年を生きてきた作家の池澤氏を迎え、 山口氏と「戦争と平和」について語り合う特 別対談。	8月6日（水） 19時00分～20時30分	日比谷図書文化 館日比谷コンベ ンションホール （大ホール）	日比谷図書文 化館
文化振興課	新指定文化財の紹介	令和7年5月15日付けで新指定となった千代田 区指定文化財を紹介。	—	—	
文化振興課	千代田図書館 おはなし会	毎月開催している千代田図書館のおはなし 会。	7月13日（日）11時～	子ども室（区役 所10階）	千代田図書館
文化振興課	四番町図書館 芋づる式読書MAP	読書記録を書いたMAPを小学生、一般（中学 生）から募集。	7月1日（火）～9月30日 （火）	四番町図書館他	四番町図書館
文化振興課	千代田区立図書館 夏のわくわく課外授業	千代田・日比谷・四番町各館で行う小学3～6 年生向けの講座。	7月25日（火）他	子ども室（区役 所10階）他	千代田図書館
生涯学習・ス ポーツ課	夏期ラジオ体操講習会	区内在住・在勤者を対象に講習会を実施	7月12日（土） 18時～	お茶の水小学校	
生涯学習・ス ポーツ課	ボウリング大会	区内在住者を対象にボウリング大会を実施	7月20日（日）10～12時	東京ドームボウ リングセンター （文京区後楽1- 3-61）	
生涯学習・ス ポーツ課	たのしくジャズダンス	15歳以上の方（中学生を除く）を対象とした ジャズダンスの教室を開催。	8月3日～9月28日の毎週 日曜（8/10を除く全8 回）15時～16時	千代田区立ス ポーツセンター	スポーツセン ター

	課	件 名	事 業 の 概 略	と き	会場	主催者
						区以外が主催のとき
16	生涯学習・スポーツ課		スポーツセンターのイベント紹介		千代田区立スポーツセンター	スポーツセンター
17	生涯学習・スポーツ課	納涼民踊の集い	靖国神社境内にて盆おどりを実施。	7月13日(日)～16日(水)18時30分～20時30分	靖国神社境内の大村益次郎銅像周辺	
18	生涯学習・スポーツ課	ジュニアカレッジ「ウンチ博士に学ぶ！古代の生きものたち」	古代の生きものが何を食べて、どんな環境で暮らしていたか、いろんな生きもののウンチの化石から学ぶ講座	8月7日(木)10時～11時30分	九段生涯学習館	
19	生涯学習・スポーツ課	区民体育大会の開催	10/5に外濠公園総合グラウンドで体育大会を実施。	10月5日(日)	外濠公園総合グラウンド	
20	生涯学習・スポーツ課	スポーツに関するワークショップの参加者募集	スポーツに関するワークショップの参加者を募集する。	未定	未定	